

Ⅲ-2 ひっこ きこく 引越しと帰国

1. いぜんす ところ てつづ 以前住んでいた所での手続き

ちんたいじゅうたく すいどう がす でんきだい せいさん おこな ひっこ まえ えいぎょうじょ でんわ
賃貸住宅であれば、水道、ガス、電気代の精算を行います。引越し前にそれぞれの営業所に電話
で、引っ越しする旨を連絡し、精算の手続きをします。また、郵便局で転居届を出しておけば1年間
は新しい転居先に郵便が無料で転送されます。

また、引越し先が今住んでいる市区町村の場合は役所で「転居届」を出しますが、他の市区町村
に移る場合は「転出届」を出し、「転出証明書」を交付してもらいます。また、国民健康保険係に
「資格喪失届」を出して、保険証を返します。

2. あたら ばしょ うつ き 新しい場所に移って来たら

がす でんきかいしゃ れんらく がす がすがいしゃ かいせん かりひと はけん た
ガス、電気会社に連絡します。ガスはガス会社から開栓のために、係の人が派遣されますので立ち
会ってください。電気はブレーカーを上げるとすぐに使えるようになっていることが一般的ですが、
使用開始すれば、電気会社にできるだけ早めに連絡して下さい。水道は賃貸住宅により違いますので、
大家さんに尋ねて下さい。

また、新たな住居地の市区町村の役所で転入届を引っ越してから14日以内に出して下さい。

国民健康保険に加入しているのであれば、転居届を出した後、新たな住所地で加入して下さい。

運転免許証を持っていれば、警察署で住所変更を行ってください。

3. きこく 帰国するとき

① ちんたいじゅうたく かん せいさん がす でんき すいどう ほか こくない こくさいでんわりょうきん せいさん す
賃貸住宅に関する精算をします。ガス、電気、水道の他に、国内、国際電話料金の精算を済ませ
て下さい。

② ねんど とちゅう きこく ぜいきん せいさん ひつよう じゅうみんぜい かん しゅく ちようそん やくしょ
②年度の途中で帰国するのであれば、税金の精算も必要です。住民税に関しては市区町村の役所で、
その年度分を全額支払って下さい。地方税は昨年の所得をベースに計算されていますので、その年1
年間日本に滞在しなくても、全額支払う必要があります。

③ しょとくぜい のうぜいかんにん さだ ぜいむしょ とど かくていしんこく じき しょとくぜい かんぶ
③所得税については、納税管理人を定め、税務署に届けることで確定申告の時期に所得税の還付を
受けることができます。または、仮の確定申告を行って、その年の所得税の未納分を離日前に
全額清算します。

④ しゅく ちようそん やくしょ かいがいてんしゅつとどけ おこな
④市区町村の役所で海外転出届を行ってください。

⑤ こくみんけんこうほけん きこく まえ しゅく ちようそん やくしょ ほけんりょう せいさん だつたい てつづ おこな くだ
⑤国民健康保険は帰国の前に市区町村の役所で保険料の精算と脱退の手続きを行ってください。

⑥ ねんきん かにゅう だつたいいちじきん きこくごせいきゅう ねんきんじむしょまた こようさき
⑥年金に加入していたのであれば、脱退一時金を帰国後請求できます。年金事務所又は雇用先で
申請用紙をもらっておいて下さい。

⑦ ざいりゅうか ーど しゅつこくじ にゅうこくしんさかん わた くだ
⑦在留カードは出国時に出国審査官に渡して下さい。